

令和7年度第1回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和7年7月11日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和7年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和7年7月11日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 逗子市特定個人情報保護評価実施要領の一部改正について（報告）
3. 保有個人情報の目的外利用・提供について（報告）
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	横 山 美 子
委 員	森 田 明
委 員	野々山 隆 幸
委 員	山 本 幸 穂

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情報公開課長	大 澤 道 英
主 事	加 藤 美 佳 子
主 事 補	前 田 柚 名
会計年度 任用職員	高 橋 清 美

会議の公開・非公開の別 公開（議題（３）については非公開）

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第１回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 逗子市個人情報保護運営審議会議事録（令和６年度第３回）
- ・ 【資料１】逗子市特定個人情報保護評価実施要領の一部改正について
- ・ 【資料２】保有個人情報の目的外利用・提供について
- ・ 【資料３】個人情報ファイル簿一覧
- ・ 【資料４】個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・ 【資料５】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午前 10 時 02 分開会

○安達会長 それでは、令和 7 年度第 1 回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立要件を満たしております。

では、まず、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 それでは、議題に入ります。

お手元の議事次第に従いまして、まず議題 1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてを議題といたします。

では、事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 4 月に校正依頼いたしました令和 6 年度第 3 回議事録を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安達会長 皆様、既に校正を済ませておいでと思いますが、修正内容等について御確認ください。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○安達会長 それでは、御異議がないようですので、令和 6 年度第 3 回個人情報保護運営審議会議事録については、確定とさせていただきます。

○大澤情報公開課長 ありがとうございました。

なお、本日の会議の議事録につきましては、メール送信による議事録の決定を予定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○安達会長 それでは、続いて議題 2、逗子市特定個人情報保護評価実施要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、資料 1 を御覧ください。

令和 7 年 4 月 1 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる番号法の改正法が施行さ

れたことに伴い、逗子市特定個人情報保護評価実施要領を一部改正するものです。

番号法の改正内容は、番号法第2条第8項にカード代替電磁的記録の規定を新たに設け、スマートフォンなどの移動端末設備上に個人番号カードの情報を格納できるよう、規定を追加するものです。

この法改正に伴い、番号法に条項ずれが生じることから、改正法の施行と併せ、逗子市特定個人情報保護評価実施要領の規定を変更し、併せて記載の一部を変更するものです。

資料1を御覧ください。

まず、1ページ目の第2条第1項第1号にございますとおり、番号法第2条第8項であったものが、条項ずれによりまして第9項に変わりました。

それから、2ページ目に進みまして、第9項が第10項に変わり、第3号にございますとおり、第10項が第11項に変わっています。

第4項の指針の第4というのを指針の第4の4というのは、この指針の中の表示が、位置が変わったわけではなくて、表示の仕方として、指針の第4の第4項にもともとあったものなんですけれども、目次ページの中で実際には指針の第4の4という記載がされていたものですから、その指針の記載内容に合わせて他の記載内容を整理したものです。

続いてのページからはもうございませんで、最終7ページに施行日の記載をさせていただいています。「この要領は、令和7年4月1日から施行する。」ということで、こちらにつきましては、法改正のタイミングで要領のほうを改正させていただいたものです。

報告としては以上となります。

○安達会長 どうもありがとうございます。

何か御質問、御意見等ございますか。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○安達会長 法律改正に伴う技術的な修正ですので、特に御異議がなければ、御報告として承ったということにいたします。

では、本件は以上にしまして、先に進めさせていただきます。

次に、議題3、保有個人情報の目的外利用・提供についてを議題といたします。

本議題の内容につきましては、警察の犯罪捜査等に関わるものが多く含まれておりまして、会議を公開することにより公共の安全の確保に支障を来すおそれがあると思われます。会議は原則公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合は会議を非公開とできる例外規定が逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 御異議ないものとして、ここから非公開にいたします。

(非公開)

○安達会長 議題3が終わりましたので、ここから会議を公開いたします。

次に、議題4、その他を扱います。

事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 それでは、その他として、報告が6件と日程調整がございます。

報告の1番が個人情報の取扱いに関する特記仕様書の改正について、2番目が通話録音装置の導入について、3番目が個人情報ファイル簿について、4番目が個人情報事務登録簿について、5番目が特定個人情報保護評価書について、6番目が個人情報保護運用マニュアルについて、以上6件になります。

まず1件目、個人情報の取扱いに関する特記仕様書の改正について御報告いたします。

逗子市が結ぶ契約書には、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付することとし、委託業務を請け負う受託者に対して適正に個人情報を取り扱うよう求めています。議題2において御報告しましたとおり、番号法の改正に伴う条ずれに対応するため、特記仕様書につきましても、令和7年4月1日付で改正しておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

○安達会長 この点は特に資料はないんですね。

○大澤情報公開課長 ごめんなさい、特記仕様書はつけていないですね。実際には、契約書に添付する説明書きなんですけど、そこの条文が何項から何項に変わったという記載だけなので、ちょっと今回、こちらについては、資料なしで御報告とさせていただきます。

○安達会長 これも技術的な変更ということですので、よろしいでしょうか。
では、次、お願いします。

○大澤情報公開課長 2点目が、前回、3月の審議会で御報告しました通話録音機器の導入についてです。

現在、導入に向けて所管課では検討を進めていますが、導入時期が少々遅れ、11月頃の導入見込みとなっています。こちらについては、お隣の鎌倉市や葉山町で既に導入済みですが、本市の導入について、個人情報の取扱いルールも併せて検討いたしますので、整備事業の進捗については、改めて御報告申し上げます。

以上でございます。

○安達会長 ただいまの件について、何か御意見、御質問等ございますか。
よろしいですか。

(発言する者なし)

○安達会長 では、次、お願いします。

○大澤情報公開課長 3点目が個人情報ファイル簿についてです。

担当より説明いたしますので、資料3を御覧ください。

○加藤主事 個人情報ファイル簿について、令和7年1月1日から3月31日までの増減を御報告いたします。

変更が1件ございます。資料3の3ページ目を御覧ください。

実施機関は市長で、国保健康課です。ファイル名は国民年金ファイルです。

こちらは、記録項目に21番、国籍を加えたことによる変更となっております。こちらは、既に年金のシステムで取得している項目であることが判明したため、追加したものになります。

ファイル簿についての報告は以上です。

○大澤情報公開課長 以上でございます。

○安達会長 何か御質問、御意見等ございますか。
よろしいですか。

(発言する者なし)

○安達会長 では、次、お願いします。

○大澤情報公開課長 次に、4点目、個人情報事務登録簿についてです。

担当より説明いたしますので、資料4を御覧ください。

○加藤主事 登録簿について御報告いたします。

資料4の裏面を御覧ください。

新規が1件、変更が1件ございます。

まず、新規につきまして、実施機関は市長で、デジタル推進課です。事務の名称はデジタルデバイド対策事業です。こちらは、デジタル推進課が主催するデジタル相談会等の講座の受講者を募集するものです。記録の内容については、記載のとおりです。

続いて、変更につきまして、実施機関は消防長で、警備第一、第二課です。事業の名称は通信指令事務です。こちらは、先ほど目的外のほうでもお話がありました庁舎監視用カメラについて、内容を追加したものになります。

登録簿についての報告は以上です。

○大澤情報公開課長 以上でございます。

○安達会長 ただいまの件について、何か御質問、御意見等ございますか。

○森田委員 すみません、最初のデジタルデバイド対策事業、これは何人ぐらい受講するという想定なのかと、あと、これは継続的に続けられるものなのか、それとも単発のものなのか。

○加藤主事 継続的に続けています。今後、公民館等で開いて、そこでスマホの使い方とかそういったものを教えるような講座になるんですけども、何回かもう既に開いておりまして、今後も土日等で開くというのがホームページにも載っておりまして、今後も継続して続いていくものかと思えます。

ただ、参加人数はそんなに多くないと聞いております。ごめんなさい、はっきりした数字は、すみません。

○大澤情報公開課長 チラシだと10名。あえて、マンツーマンじゃないですけ

れども、少人数で教えられるように、御高齢の方とかを対象に、スマホの使い方とか御相談ができるような窓口を設けているというコンセプト。

○森田委員 このペーパーでも令和6年9月からということだから、むしろ登録簿に載せるのが遅れたという形なんですね。

分かりました。

○安達会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○安達会長 変更のほうですけれども、記録の保存期間について、一番最後に31日間というチェックが入っていますけれども、これはどういう趣旨でしょうか。

○大澤情報公開課長 防犯カメラとかこの電子式カメラにつきましてあるんですが、カメラのデータ保存年限が市の規定と異なって持っている場合なんかですと、ここに保存期間を記載するようにしています。

○安達会長 これ、様式としては、空欄になっているところにこの日数を埋めたわけですね。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 その際に、31日間というのはどういうのは根拠なのかということです。

○大澤情報公開課長 根拠としては、通常ですとカメラのデータ保存期間、あと抹消期間というのが通常設けまして、その中で一月間というのを考えていると。

○安達会長 一月というのを31日間というふうに要綱か何かで決めているんですか。

○大澤情報公開課長 要綱上では特に決まっていないですね、現在。

そちらにつきましては、現状としましては、この通信指令の庁舎監視用カメラというものの運用になりますので、個人情報上どう扱うかという要領については、現在も所管のほうでは防犯カメラの要綱を運用しつつ、こちらのほうの運用についても、ルールの方、今、法務担当者にもちょっと相談をしているところなんです。こちらにつきましては、現状では一月間持ちますというルールで聞いてはおりますが、特に明文化されているという話では聞いていないで

す。

○安達会長 要綱上は保存期間という定めはなく。

○大澤情報公開課長 はい、そうですね、今のところはなく、はい。

○安達会長 運用で1か月間。

○大澤情報公開課長 はい。

○安達会長 おおむねですか。

○大澤情報公開課長 そうですね、1か月なので、おおむねの1か月になります。

○森田委員 それは、カメラの仕組み上、そうなっているということなんですか。

○大澤情報公開課長 通常ですと、カメラの仕組み上で31日とは聞いておりません。

○森田委員 そんなに、いけないと言っているわけではないんだけど、何であえて31日と書いたのかと、その根拠だけ分かればということなんですけれども。

○大澤情報公開課長 こちらにつきましては、防犯カメラについては、先ほど御紹介した保育園のように、機械の保存期間、どんどん上書きされてしまうから2週間とかというのがありますけれども、このように一月とかと書いてあるものについては、一月を運用ルールで定めているケースなので、ただ、ちょっとこちらについては、まだ規定ルールの確認をしていませんので、31日間というのは一月というルールのほうで、機械の機能ではなくてルールのほうで定めであるものだろうということで、こちらのほうは理解しています。

○森田委員 ちょっと本当は「だろう」ではなくて、逗子市が定めているルールなのであれば、そこはちょっとはつきりさせてもらったほうがいいような気はするんですけども。

○大澤情報公開課長 分かりました。ちょっとそれは確認して、また御報告のほうさせていただきます。

○安達会長 逆に、その要綱等に明確に記したほうが望ましいということですよ。

○大澤情報公開課長 それについては、ちょっと所管課のほうに伝えておきます。

○安達会長 毎月日数違いますものね。31とは限らないですよ。

○森田委員 そうですね。一月と書くならば、それはそれで分かるんですけど

も。何かしら根拠があつてそうなったんだと思うんですよね。

○安達会長 いい、悪いじゃなくて、そういうことです。

○大澤情報公開課長 確認して、また次回報告いたします。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。御質問、御意見等ございますか。
よろしいですか。

(発言する者なし)

○安達会長 では、次、お願いします。

○大澤情報公開課長 次に、5点目、特定個人情報保護評価書についてです。

担当より説明いたしますので、資料5を御覧ください。

○加藤主事 評価書につきまして、変更したものと新たに評価を実施したものが
ございますので、本日までの公表状況を御報告いたします。

今回、変更が多くなっておりますが、変更した評価書に関しましては、主な
変更点が3点ございます。

1点目は、個人情報保護委員会から、全ての評価書について様式変更するよ
うにという通知がありましたので、それに基づき様式変更をしております。2
点目は、システム標準化によるシステム名称の変更です。3点目は、番号法の
改正に伴う法令上の根拠の記載変更です。

それでは、資料5を御覧ください。変更した評価書は、1番から28番まで
27件ございます。新様式への変更については、27件中27件、全件になってお
ります。

システム標準化によるシステムの名称の変更は、27件中24件です。17番と
29番と30番については、こちらは該当しません。

続いて、3点目の番号法の改正に伴う法令上の根拠の記載変更は、27件中
26件となっております。19番については、こちらは該当しておりません。

また、提出・公表日について、1番が令和7年1月14日、23番が令和7年
1月22日となっており、この2件を除く25件については、令和7年6月17日
となっております。

続きまして、新たに評価を実施した評価書につきましては、31番、経済観
光課の評価書になります。こちらは、前回の審議会で御報告しましたとおり、
ふるさと納税関連事務の所管替えがあったものになります。こちらは、所管替

えのあった時期にふるさと納税システムを導入したため、特定個人情報ファイルに該当することとなり、保護評価を実施したのになります。

提出・公表日は令和7年1月14日となっています。

なお、評価書につきましては、個人情報保護委員会ホームページから閲覧できます。

報告は以上になります。

○大澤情報公開課長 以上でございます。

○安達会長 何か御質問、御意見等ございますか。
よろしいですか。

(発言する者なし)

○安達会長 では、次、お願いします。

○大澤情報公開課長 最後、6点目、個人情報保護運用マニュアルの改正についてです。

本日御用意した緑色のファイル、個人情報保護運用マニュアルにつきましては、本日御報告いたしました番号法の改正と、6月1日に改正条例が施行された罰則規定、「懲役」を「拘禁刑」に改正した条例に応じて修正してまいります。

本日、終了後に、また回収のほうさせていただいた際に、最新のマニュアルに更新させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○安達会長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○安達会長 では、次、お願いします。

○大澤情報公開課長 次回開催日の調整をお願いいたします。

(次回日程の調整)

○安達会長 それでは、3月13日金曜日の午前10時からということで、次回の会議日程については決定とさせていただきます。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

次に、日程に関連しましてお願いがございます。

現任期の皆様の任期が令和8年5月29日までとなっております、次回審議会が現任期中の最後の開催になるものと予定しております。開催までの間に

皆様の次期審議会委員への御就任について、継続について個別に御相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回審議会では、皆さん、全員の委員様から任期終了に当たり御挨拶いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

○安達会長 それでは、その他の議事についてもこれで終了となります。

特に何か御発言等ございますか。よろしいですか。

では、これをもちまして、本日の会議は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 03 分閉会